

# 平成30年第9回教育委員会 定例会議事録

平成30年9月12日

東久留米市教育委員会

平成30年第9回教育委員会定例会

平成30年9月12日(水) 午前10時00分開会  
市役所7階 702会議室

- 議題 (1) 議案第34号 東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程の一部改正について
- (2) 諸報告
- ①平成30年第3回市議会定例会について
- ②その他
- 平成31年度以降の市立小中学校の土曜授業及び夏季休業期間の短縮について
- (3) 議案第35号 東久留米市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
- ※「議案第35号 東久留米市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」の議案審議は非公開で行われました。非公開の議事録は公開している会議の議事録には掲載していません。
- 

出席者(5人)

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙 一 郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そ わ か

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 堀 高 広
学 務 課 長	島 崎 修
生 涯 学 習 課 長	森 田 吉 輝
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰

※欠席 主幹・統括指導主事

---

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 2人

## ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

○園田教育長 これより平成30年第9回教育委員会定例会を開会します。委員は全員出席です。市議会関係については後ほど教育部長から報告がありますが、私からは教育委員会委員の任命について報告します。

事務局から委員の皆様には一報は入れさせていただきましたが、9月4日から始まりました第3回市議会定例会の初日に、馬場委員が平成30年6月4日から9月30日までの任期に引き続いて、10月1日から平成32年9月31日までの任期で、引き続き教育委員の同意の議決を受けました。任命式は10月1日に行われる予定です。今後ともよろしくお願ひします。

---

## ◎議事録署名委員の指名

○園田教育長 本日の議事録の署名は馬場委員をお願いします。

○馬場教育委員 はい。

---

## ◎議案の追加と会議の進め方

○園田教育長 議案の追加がありますので、会議の進め方と併せて説明をお願いします。

○小堀教育総務課長 「議案第34号 東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程の一部改正について」及び「議案第35号 東久留米市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を追加します。

本日の進め方ですが、先に公開で人事案件以外の議案審議及び諸報告を、続いて、非公開で人事案件をご審議いただきたく、よろしくお願ひします。

○園田教育長 委員の皆様にお諮りします。議案第34号及び議案第35号を追加すること、先に公開で人事案件以外の議案審議及び報告を、続いて、非公開で人事案件の議案審議を行いたいということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

---

## ◎傍聴の許可

○園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○鳥越係長 いらっしゃいます。

○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせがあります。本日は「議案第34号 東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程の一部改正について」及び「議案第35号 東久留米市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」の追加があります。

また、議案第35号は人事案件であるため非公開の審議となりますので、その際にご退席をお願いします。なお、お配りしている資料ですが、ご入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

---

## ◎議事録の承認

○園田教育長 議事録の承認に入ります。8月3日に開催した第8回定例会、8月24日に開催した第6回臨時会の議事録について、ご確認いただきました。第8回定例会については宮下委員から修正のご連絡をいただきましたが、ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、いずれの議事録も承認されました。

---

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第1、「議案第34号 東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第34号 東久留米市立学校における教材・教具用・コンピュータ管理・運営規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成30年9月12日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、教材・教具用コンピュータをデスクトップ型からタブレット型に変更したこと等による規程の文言整理を行うためです。詳しくは指導室長から説明します。

○穴戸指導室長 「東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程新旧対照表」をご覧ください。現行が右側、改正案が左側に記載されています。コンピュータをデスクトップ型からタブレット型に変更したことに合わせ、古い表現や幾つかばらばらであった表現について見直しをしました。

まずは右側の第2(6)「フロッピーディスク」を「外部記録媒体」に直し、(使用の範囲)については、学校の「コンピュータは、生徒の学習指導及び教育活動」ということで、限定して第3に表現しています。また、現行では「校長」「副校長」という文言でしたが「校長」を「管理責任者」に、「副校長」を「取扱責任者」に統一しました。

○園田教育長 ご意見、ご質問いかがでしょうか。

○尾関教育委員 学校への導入台数や今後の計画等について伺います。

○小堀教育総務課長 各学校へはこの夏休み期間を利用して、1校当たり45台の整備をしたところです。なお、合わせて周辺機器の整備も行いましたが、今後、増やしていく、充実させていくという計画はありません。

○園田教育長 ほかにいかがでしょうか。

○宮下教育委員 新旧対照表の現行欄の第4では、「校長は、コンピュータを適正に管理運営するために教職員を指導する。」とあります。改正案ではその文章の「校長」が「管理責任者」に変わり「管理運営をするため」で終わっています。続く、「教職員を指導する。」という文言はどうなりましたか。

○穴戸指導室長 申し訳ありません。ご指摘のとおり、正しくは「東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程」の裏面の第4の4に「管理責任者は、コンピュータを適正に管理運営するために教職員を指導する。」ということです。この文言が抜けていました。

○園田教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしければ採決に入ります。「議案第34号 東久留米市立学校における教材・教具用コンピュータ管理・運営規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第34号は承認することに決しました。

---

◎諸報告

○園田教育長 日程第2、諸報告に入ります。「①平成30年第3回市議会定例会について」の説明をお願いします。

○**森山教育部長** 「平成30年第3回市議会定例会について」説明します。本日は次の資料を用意しました。会期日程表、行政報告一覧、提出議案の一覧表、議案第43号及び議案第52号、さらに、一般質問一覧表と教育委員会関係の一般質問答弁概要です。

先ず、平成30年第3回定例会の会期日程ですが、9月4日から9月26日までの23日間の会期となりました。一般質問や常任委員会などの日程は資料のとおりです。一般質問は9月6日から11日まで行われました。最終本会議は9月26日となっています。

次に提出議案です。13議案が上程され、議案第43号、議案第44号の2議案については初日の4日に審議され、採決されました。その中で教育委員会に関する内容を報告します。議案第43号は、東久留米市教育委員会委員の任命についてです。先ほど教育長からもご発言がありましたが、現教育委員会委員でいらっしゃいます馬場そわか委員を引き続き教育委員会委員として任命するため、議会の同意をお願いするもので、全員賛成で同意されました。次に、議案第52号については、東中学校があります上の原地区において独立行政法人都市再生機構による開発行為及び土地区画整理事業の施行により、これまでの町の区域の境界とされていた東久留米市団地内の通路が廃止され、新たに区画道路が整備されたことに伴い、町の区域の合理化を図るため、当該区画道路の側線を新たな町の境界とするものです。この変更による東中学校への影響は特にありません。この議案については18日の環境建設委員会に付託され、審議されることとなりました。

続いて、4日には市長の行政報告が行われました。教育委員会に関する内容としては、「ブロック塀等に関する公共施設（学校施設を含む）及び通学路の緊急点検の結果等について」です。行政報告のうち教育委員会に関する内容については、既に教育委員会で報告している内容と同様です。

次に、一般質問についてです。教育委員会に関する通告は19人の議員のうち9人からあり、熱中症の対策、不登校児童、東久留米市の文化財、学校図書、小・中学校教育の連携の実態とあり方、児童虐待防止推進の活動、市立中学校における部活動指導員の配置、小学校給食、図書館行政、通学路の安全対策、特別教室へのエアコン設置、中学校給食、中央図書館の運営方針、生涯学習センター、施設整備プログラムにおける大規模・中規模改修などについての質問がありました。詳しい答弁内容については後日、市のホームページに掲載されますので、そちらをご覧くださいと思います。また、別添の資料にあります答弁概要については内部資料としてご活用ください。

次に請願ですが、教育委員会に関する請願はありませんでした。

今後の審議内容等については、次回報告させていただきます。

○**園田教育長** 何かご質問等ありますでしょうか。

○**細田教育委員** 直接関係しないかもしれませんが、文化財の補助金関係について伺います。毎年30万円から40万円だったと思いますが、維持管理に係る補助金は最初に申請した団体が認められているようですね。どの区域の文化財も老朽化してきているので、もう少し増やすことはできませんか。

○**森田生涯学習課長** 10月以降に予算編成が始まりますので、担当者と調整しながら考えていきたいと思っています。

○**園田教育長** ほかにはよろしいですか。なければ事務局から追加の報告はありますか。

○**央戸指導室長** 指導室から、「平成31年度以降の市立小中学校の土曜授業及び夏季休業期間の短縮について」報告します。新学習指導要領の告示に伴い、小・中学校で授業時数を確保し、学力向上に資するため、平成28年12月に土曜授業及び夏季休業の短縮に関する方針を教育委員会として示しました。その際、小学校では段階的に振替休業日のない土曜授業の回数を増加し、今年度は6回、来年度は9回を予定していました。このたび、

「東久留米市立学校教員の働き方改革検討委員会」が開催され、その席上、週休日に十分休養をとることができていない教員の疲労についての話題が上がりました。保護者や地域の方からも、中学生は夏季休業日が3日短縮されているが小学生は短縮されておらず、兄弟姉妹間で2学期、始業式の日程が異なることへのご意見もいただいていた。そこで、土曜授業及び夏季休業の短縮について小学校校長会と協議し、資料のとおりまとめました。

「2 今後の方針」の後の四角囲みをご覧ください。来年度以降、小学校では「夏季休業短縮を3日及び土曜授業を年6回以上実施」とし、中学校では引き続き「夏季休業短縮を3日及び土曜授業を年4回以上実施」とします。この対応によって、年間35時間以上の授業時数を確保し、新学習指導要領の増加時数分への対応とします。また、始業式の日程についても小・中学校で足並みが揃うこととなります。

- 園田教育長 今の件について、ご意見、ご質問いかがですか。
- 尾関教育委員 小学校でもいろいろな課外活動をやっているところが多いので、保護者や地域へのお知らせを十分に、何度でもしてほしいと思います。
- 穴戸指導室長 この決定をもって、また、学校からも保護者会に対しては学校だより等で周知していきたいと考えています。
- 宮下教育委員 この文章は誰宛てに書かれたものですか。宛先がきちんと書かれていれば内容もそういうものになってくると思いますので、きちんと宛先を示した方がよろしいかと思うことが、1点です。2点目ですが、この文章は、いわゆる授業日数・授業時間の問題について言おうとしているのか、混在していることがあるのではないかと感じました。と言いますのは、例えば「今後の方針」(1)の最初の文章は「土曜授業」云々とあり「年間6回以上実施により、年間35時間以上確保する。」実施により時間を「確保する」わけです。また、「中学校では、夏季休業短縮を3日及び土曜授業を年4回以上実施で35時間以上実施する。」こちらは「実施する」とあります。ダブル表現ですね。  
また、休業日については市立学校の管理運営規則に規定されていますから、必要があれば改定もする必要があると思います。このことについてはどうなっていますか。
- 穴戸指導室長 ご指摘ありがとうございます。この文章は学校長宛てに作成しています。文言等は改めたいと思います。また、ご指摘のあった東久留米市立学校の管理運営に関する規則第3条と第4条についてですが、特に第3条の第2「前項の規定にかかわらず、校長は、東久留米市教育委員会が必要と認めるときは、前項の学期を変更することができる。」及び第4条2「前項の規定にかかわらず、校長は、委員会が必要と認めるときは、前項の休業日を変更することができる。」という規定に基づいて今回はこの土曜授業及び夏季休業の短縮を行うものです。その辺りも整理して表記します。
- 園田教育長 本件については最終的には校長が決定するとなっていますので、教育委員会の規則は改定する必要がない、規則の範囲内での校長の裁量であるということでしょうか。
- 穴戸指導室長 はい。「校長は、東久留米市教育委員会が必要と認めるときは、前期の学期を変更することができる。」という規定に基づいて、校長の決定により、それを本市教育委員会が必要と認めるという形で、今回はこの土曜授業及び夏季休業の短縮について決定したいと考えています。
- 宮下教育委員 校長が各学校の教育課程を管理する第一の責任者ということは分かります。ですが、このほかにも校長の裁量権に基づいて変更がある場合、そのまま受けるということではなく、教育委員会として協議し、一つの考え方を示していかなくてはいけないかとも思いますがいかがでしょうか。
- 穴戸指導室長 考え方として今後の方針を出していますので、これをもって「必要と認め

る」と校長には話をし、学校から周知していきたいと考えています。

○宮下教育委員長 ということは、これをもとにしながら、先ほど教育長が話をされたように学校長の裁量権が少し入ってくると考えてよろしいのですか。

○宍戸指導室長 特に入ってくるのは、例えば、土曜授業が方針では6回以上となっているので、つまり6回ではなく、10回やりたいという学校があれば、それは学校の実情に応じて認めるということもあります。また、中学校においても同様に、土曜授業は年4回であるが6回やりたい学校があれば状況によっては認めていくと考えています。

○宮下教育委員長 上限はいくらでもいいが下限はこの線で行くということですね。そこは各学校長の判断だけによると学校間にずれが出てくると思いますので、校長会と意思統一をしていただけるといいと思います。

○園田教育長 市全体で足並みを揃えた方がよろしい部分と、校長の判断の間の整合性をどうとるかということで、こういう基準を策定したということですね。

○宍戸指導室長 はい。小学校校長会及び中学校校長会と協議した上で、今回このような形で方針を出しています。平成28年度までは実施回数がばらばらであったので統一していくという方針です。この辺りは校長会と十分協議をしながら、最低限、ここはやってもらうということは理解していただいていると考えています。

○宮下教育委員 了解しました。

○園田教育長 ほかに委員からもご発言ありますか。よろしいですか。

よろしければ以上で公開の会議を終わります。傍聴の方はご退席をお願いします

(傍聴者 退席)

(公開する会議を閉じる)

(公開しない会議を開く)

---

※平成30年第9回教育委員会定例会は非公開の会議終了後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成30年10月11日

教育長 園田喜雄（自署）

署名委員 馬場そわか（自署）